令和７年度　那須町中小企業振興資金融資制度

町内の中小企業者が、事業に必要な資金の調達を容易にするために設けられた制度です。

資　金	融資限度額	融資期間	融資利率	据え置き期間
運転資金	１，５００万円	３年以内	１．６％	１２ヶ月以内
		５年以内	２．０％	
設備資金	１，８００万円	５年以内	２．０％	
		７年以内	２．２％	
		１０年以内	２．４％	
緊急景気対策特別資金	１，０００万円	６年以内	１．１％	
創業支援資金（運転資金）	５００万円	３年以内	１．４％	６ヶ月以内
		５年以内	１．６％	
創業支援資金（設備資金）	５００万円	３年以内	１．４％	
		５年以内	１．６％	
		７年以内	１．８％	
保 証 人	法人は代表者（※保証料率を上乗せすることにより不要にできます） 個人は不要			

・緊急景気対策特別資金は運転資金となり、返済方法については月賦返済のみ。
・返済中の残額があっても、融資限度額の範囲内において融資を受けられます。
・創業支援資金を除く運転資金は、返済残が 10 分の３以内の場合借り換えすることができます。
・規則に定める融資期間に加えて３年を限度とし、取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の双方が認めた期間において融資期間を延長することができます。
（令和８年３月 31 日まで）
・責任共有制度と責任共有制度外の融資利率は同率となります。

１．取扱金融機関　　足利銀行、大田原信用金庫、那須信用組合

２．融資を受ける者の資格

町内で１年以上引き続き同一事業を営む中小企業者で、町税を完納している方。
その他、資金要件を満たす方。（栃木県信用保証協会が保証できる方。）
緊急景気対策特別資金及び創業支援資金については別に定めあり。

３．利子補給補助金　　**１件の融資につき１回、貸付実行後に町から１％以内（創業支援資金融資を受けた方でＵＩＪターン該当者は２％以内）の利子補給補助金が受けられます。**
※緊急景気対策特別資金については、次年度に融資残額がある場合においては、更に１％以内の利子補給補助金が受けられます。

４．信用保証料補助金　　**融資の際、信用保証料が発生しますが、借入時に町から信用保証料相当分の補助を受けられます。（※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料率上乗せ部分を除く）**